

人員基準について(障害福祉サービス)

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
- ・短期入所
- ・共同生活援助
- ・相談支援(指定計画相談支援、指定障害児相談支援)
- ・生活介護
- ・就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援
- ・就労選択支援
- ・就労定着支援



居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護

職種	必要数
管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
従業者	常勤換算で2.5以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など）



(参考) 現行の訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(○:所定単位 △:減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修課程修了者	○	×	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者	○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	○	○ (+①～⑤のいずれか)	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑬居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等	○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。


※5 令和9年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 この他、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。




短期入所

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

職種	事業所の形態		必要数
従業者	併設 空床利用型	障がい者支援 施設等	当該施設の利用者の数及び併設事業所（空床利用型）の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 

職種	事業所の形態		必要数
従業者	併設 空床利用型	宿泊型自立訓練事業所等 (宿泊型自立訓練、共同生活援助、外部サービス利用型共同生活援助)	<p>①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数</p> <p>①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所(空床利用型)の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯(①に掲げるものを除く。) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>

職種	事業所の形態		必要数
従業者	単独型	<p>生活介護事業所等(生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、外部サービス利用型共同生活援助、障害児通所支援事業所)</p> <p>※生活介護事業所等以外は②</p>	<p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> 

共同生活援助

職種	必要数
管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・利用者数が30人以下：1人以上・利用者数が31人以上：1人に、利用者が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上



職種	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上(※)
生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数	左に同じ *世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。	
夜間支援従業者		1人以上	

※1 平成26年4月1日において現に存する事業所については、当分の間、10で除した数以上



相談支援（指定計画相談支援、指定障害児相談支援）

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）・1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい



生活介護①

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・利用者数が60人以下：1人以上・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数



生活介護②

職種	必要数
生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上 ※1人以上は常勤
看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上
看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数	※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数 ①平均障害支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上



就労継続支援（A型、B型） 就労移行支援

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
職業指導員 及び生活支援員	就労継続支援（A型、B型）：総数は、常勤換算で利用者数を10で除した数以上 就労移行支援：総数は、常勤換算で利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上は常勤
就労支援員	常勤換算で、利用者を15で除した数以上



就労選択支援

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
就労選択支援員 ※	常勤換算で利用者数を15で除した数以上

就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※経過措置: 令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

[基礎的研修]...障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う研修のうち雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与するものその他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める研修
(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第20条第4号及び第22条第5号の規定による)

[基礎的研修と同等以上の研修]... 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)、訪問型職場適応援助者養成研修、サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)、相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)



就労定着支援

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス管理責任者	利用者数60人以下:1人以上 ・利用者数61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※一体的に運営している指定就労定着支援事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数に応じて配置する。
就労定着支援員	常勤換算で、利用者数を40で除した数以上



関係通知、参考資料

就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項について

- ・適正な事業運営及びサービス利用等について
- ・報酬請求に関する事項について(施設外支援、施設外就労、在宅において利用する場合の支援) 等

就労定着支援の実施について

- ・就労定着支援の解釈通知の特に留意すべき点 等

就労選択支援の実施について

- ・就労選択支援の基本的事項、指定基準の解釈及び具体的な支援内容 等

就労支援事業会計の運用ガイドライン

- ・就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分、福祉事業活動と生産活動の会計区分
- ・共通経費の按分処理、償却資産の取扱い 等



人員基準について(障がい児通所支援)

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

児童発達支援(センター以外) 放課後等デイサービス(重症心身障がい児を除く)

職種	必要数	
管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務課。	
児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤
児童指導員 又は 保育士 ※「指導員」は 入りません	「提供を行う時間帯を通じて」、実利用 児数に応じて ・10人まで 2人以上 ・10人を超えるもの 2人に実利用児の数が10を超えて5又 はその端数を増すごとに1を加えて得た 数以上	・1人以上は常勤 ・半数は児童指導員又は保育士 ※機能訓練を行う場合は、機能訓練担当 職員を、医療的ケアを行う場合は、看護職 員を置きます。その場合は、機能訓練担 当職員、看護職員の数を児童指導員又は 保育士の合計数に含めることができます。

児童発達支援管理責任者の資格要件について

①実務要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験を満たしていること。

※資格の有無等により、必要な実務経験の年数が異なるため、要件について必ず確認してください。

②研修修了要件

以下の研修を受講及び修了することが必要です。

- ・相談支援従事者初任者研修の講義部分
- ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修
- ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修

※各研修(基礎、実践、更新)受講においても実務経験の要件があるため、各自必ず確認してください。

児童発達管理責任者として配置されている方及び配置予定のみなさまへ

既に児童発達支援管理責任者の資格がある方も、資格を保有し続けるためには、更新研修を受講する必要があります。資格要件を満たしているか必ず確認してください。

※更新研修を受講するため受講要件(実務経験等)がありますので、各自ご確認ください。

※更新研修の期日までに受講及び修了できなかった場合は、実践研修を改めて受講及び修了する必要があります。

児童指導員の資格要件について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第43条に定めてある者

(主なもの)

- 社会福祉士の資格を有している人
- 精神保健福祉士の資格を有している人
- 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科を修めて卒業した人
- 高等学校を卒業した後、2年以上児童福祉事業に従事した人
- ※「2年以上児童福祉事業に従事」とは、2年以上かつ360日以上の実従事日数が必要です。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の免許状を有する人

※事業者においては、免許状や実務経験証明書などで要件を満たすことを必ず確認してください。

【支援提供時間の区分】

a	15:00~18:00	3時間
b	10:00~17:00	6時間
c	10:00~13:00	3時間
d	13:00~17:00	4時間

定員10名
 営業日 月~土
 サービス提供時間
 学校営業日15:00 ~ 18:00
 学校休業日10:00 ~ 17:00

(2026年**月分)

職 種	勤務 形態	名 前	第 1 週							第 2 週							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
管理者	B	1	a	a	a	a	a			a	a	a	a	a			
児発管	B	2	a	a	a	a	a			a	a	a	a	a			
児童指導員	A	3	a	a		a	a	b		a	a		a	a	b		
児童指導員	C	4	a		a	a	a	c		a		a	a	a	c		
保育士	C	5	a	a	a	a	a	d		a	a		a	a	c		
指導員	A	6		a	a	a	a	b			a	a	a	a	b		
			人員基準 OK							人員基準 NG							

※休憩時間であってもサービス提供時間内であれば、基準人員の配置が必要です。

人員基準を守るためのチェックポイント

☑資格要件は確認できていますか？

児童発達管理責任者、児童指導員または保育士は、必要な資格や要件が定められています。各事業所で、研修修了証、実務経験証明書、免許書などで要件を満たすことを確認するようにしてください。

☑従業員と雇用関係がありますか？

支援の提供は、事業所の従業員でなければなりません。支援を提供する人とは雇用契約を締結するなど従業員としてきちんと位置付けてください。

☑勤務体制はきちんと整備されていますか？

シフト表を整備して日々必要な職員が配置できているか確認することが重要です。利用児童数によっては児童指導員または保育士2名では基準を満たさないこともありますので、利用予定者もあわせて管理してください。当然のことですが、定めたシフト表に従って実際の勤務を行ってください。

人員基準を満たしていない場合、人員基準違反となり、人員欠如減算の対象となる可能性があります。
各事業所で人員基準について、改めてご確認をお願いします。